

改正後	改正前
<p>医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日</p> <p>一部改正 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日</p> <p><u>最終改正 医政発 0331 第 3 号</u> <u>令和 3 年 3 月 31 日</u></p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)</p> <p>医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について</p> <p>平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。</p> <p><u>平成 31 年</u> 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医療用機器の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医</p>	<p>医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日</p> <p>一部改正 医政発 1225 第 17 号 令和 2 年 12 月 25 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)</p> <p><u>地域における</u>医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について</p> <p>平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。</p> <p><u>本年</u> 3 月 29 日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号。以下「改正法」という。）により、医療用機器の特別償却制度が見直され、医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等、地域医療提供体制の確保のため地域医療構想</p>

改正後	改正前
<p>療構想調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。</p>	<p>調整会議で合意された病床の再編等に資する建物及びその附属設備、共同利用の推進など効率的な配置の促進に向けた高額医療機器の特別償却の対象の拡充・見直しが行われました。併せて、同日付で、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。）が公布され、租税特別措置法施行令第六条の四第二項第一号及び第二十八条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める要件等（平成 31 年厚生労働省告示第 151 号）及び租税特別措置法施行令第六条の四第四項及び第二十八条の十第四項に規定する厚生労働大臣が定める事項等（平成 31 年厚生労働省告示第 153 号）が告示され、改正法とともに平成 31 年 4 月 1 日に施行されます。改正法、改正政令及び告示による特別償却制度の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、制度の実施に当たり必要な手続等にご対応いただくとともに、医療機関への周知、助言につき一層の御配慮をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について</p> <p>1 趣旨</p> <p>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が平成 31 年 4 月 1 日から施行されるところ、医師については 5 年間適用が猶予され、</p>	<p>第 1 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度について</p> <p>1 趣旨</p> <p>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が平成 31 年 4 月 1 日から施行されるところ、医師については 5 年間適用が猶予され、</p>

改正後	改正前
<p>2024年4月1日から上限規制が適用される。一方で、医師は、全業種・職種の中でも最も長時間労働の実態にあり、月80時間を超えて時間外労働を行う者が約4割という調査結果(令和元年医師の勤務実態調査結果より)もあるため、時間外労働の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革が強く求められている。</p> <p>医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の労働時間管理の適確な把握 ・医師の長時間労働解消に向けた業務の移管(タスク・シフト)の推進や時間の短縮や医師間での業務の共同化(タスク・シェア)に資するチーム医療の推進 ・医師から業務の移管(タスク・シフト)を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮 <p>を実現することが求められている。</p> <p>この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 制度対象となる期間</p>	<p>2024年4月1日から上限規制が適用される。一方で、医師は、全業種・職種の中でも最も長時間労働の実態にあり、月80時間を超えて時間外労働を行う者が約4割という調査もあるため、時間外労働の上限規制の適用日に向け、また適用された後についても、労働時間の短縮をはじめとした働き方改革が強く求められている。</p> <p>医療機関の経営者には、勤務環境改善のマネジメント改革を押し進め、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の労働時間管理の適確な把握 ・医師の長時間労働解消に向けた業務の移管(タスク・シフト)の推進や時間の短縮や医師間での業務の共同化(タスク・シェア)に資するチーム医療の推進 ・医師から業務の移管(タスク・シフト)を受ける医師以外の医療従事者の労働時間の短縮 <p>を実現することが求められている。</p> <p>この点を踏まえて、医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進することとし、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を特別償却制度の対象とするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 制度対象となる期間</p>

改正後	改正前
<p>計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、(3) に掲げる建物及びその附属設備の取得(所有権移転外リース取引による取得を除く。)又は建設をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 8% の特別償却ができることとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>計画に記載された勤務時間短縮用設備等は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに取得又は製作したものであって、同期間中に当該法人又は個人が営む医療保健業の用に供したものが本制度の対象となる(取得又は製作と供用開始が同年度である必要はない)。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進に向けた特別償却制度について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に、(3) に掲げる建物及びその附属設備の取得(所有権移転外リース取引による取得を除く。)又は建設をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の 8% の特別償却ができることとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に、(3) に掲げる医療用機器の取得等(所有権移転外リース取引による取得を除く。)をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の12%の特別償却ができることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 制度の対象となる設備等</p> <p>租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件(平成21年厚生労働省告示第248号)に定める医療用機器については、従前から特別償却の対象として認められているところであるが、当該医療用機器のうち病院又は診療所において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置(4列未満を除く。)及び人体回転型全身用X線CT診断装置(4列未満を除く。)(以下「全身用CT・MRI」という。)については、次に掲げる条件のいずれかを満たす</p>	<p>第3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>(2) に掲げる者が、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に、(3) に掲げる医療用機器の取得等(所有権移転外リース取引による取得を除く。)をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の12%の特別償却ができることとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 制度の対象となる設備等</p> <p>租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件(平成21年厚生労働省告示第248号)に定める医療用機器については、従前から特別償却の対象として認められているところであるが、当該医療用機器のうち病院において医療保健業の用に供する超電導磁石式全身用MR装置、永久磁石式全身用MR装置、全身用X線CT診断装置(4列未満を除く。)(以下「全身用CT・MRI」という。)については、次に掲げる条件のいずれかを満たす場合に</p>

改正後	改正前								
<p>場合に限り特別償却の対象とすること。なお、診療所において、<u>令和3年3月31日までに、取得し、医療保健業の用に供した</u>全身用CT・MRIについては、従前どおり特別償却の対象として認められるため、次に掲げる条件は求めない。</p> <p>① 既存の医療用機器の買い換えの場合（既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止し、当該全身用CTに替えて全身用CTを発注若しくは購入する場合又は既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止し、当該全身用MRIに替えて全身用MRIを発注又は購入する場合をいう。）は、買い換え後の全身用CT・MRIを医療保健業の用に供する日の属する年の前年の1月から12月までの各月における買い替え前の全身用CT・MRIの利用回数が機器の種別ごとに次に掲げる値を上回っていること。</p> <table border="1" data-bbox="226 871 1106 970"> <tr> <td>全身用MRI</td> <td>1か月当たり40件</td> </tr> <tr> <td>全身用CT</td> <td>1か月当たり20件</td> </tr> </table> <p>② 新規購入の場合（次に掲げる場合をいう。）は、他の病院又は診療所と連携して共同利用を行う予定であること（連携先の病院又は診療所（共同利用を行う予定である全身用CT・MRIを医療保健業の用に供していないものに限る。）で診療を受けた者のために利用される予定であること（全身用CT・MRIについて連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）をいう。）が外形的に確認できること</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止する 	全身用MRI	1か月当たり40件	全身用CT	1か月当たり20件	<p>場合に限り特別償却の対象とすること。なお、診療所において、<u>医療保健業の用に供する</u>全身用CT・MRIについては、従前どおり特別償却の対象として認められるため、次に掲げる条件は求めない。</p> <p>① 既存の医療用機器の買い換えの場合（既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止し、当該全身用CTに替えて全身用CTを発注若しくは購入する場合又は既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止し、当該全身用MRIに替えて全身用MRIを発注又は購入する場合をいう。）は、買い換え後の全身用CT・MRIを医療保健業の用に供する日の属する年の前年の1月から12月までの各月における買い替え前の全身用CT・MRIの利用回数が機器の種別ごとに次に掲げる値を上回っていること。</p> <table border="1" data-bbox="1234 871 2114 970"> <tr> <td>全身用MRI</td> <td>1か月当たり40件</td> </tr> <tr> <td>全身用CT</td> <td>1か月当たり20件</td> </tr> </table> <p>② 新規購入の場合（次に掲げる場合をいう。）は、他の病院又は診療所と連携して共同利用を行う予定であること（連携先の病院又は診療所（共同利用を行う予定である全身用CT・MRIを医療保健業の用に供していないものに限る。）で診療を受けた者のために利用される予定であること（全身用CT・MRIについて連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される予定である場合を含む。）をいう。）が外形的に確認できること</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に医療保健業の用に供されている全身用CTを廃止する 	全身用MRI	1か月当たり40件	全身用CT	1か月当たり20件
全身用MRI	1か月当たり40件								
全身用CT	1か月当たり20件								
全身用MRI	1か月当たり40件								
全身用CT	1か月当たり20件								

改正後	改正前
<p>ことなく、新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合又は全身用CTを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止することなく、新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合又は全身用MRIを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合 <p>③ ①及び②に掲げる条件に該当しない場合は、地域医療構想調整会議において協議を行い、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要なものとして買い換えること又は新規購入することが適当と認められること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4 施行期日について 第1から第3までの特別償却制度は、<u>平成31年</u>4月1日から施行する。</p>	<p>ことなく、新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合又は全身用CTを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用CTを発注若しくは購入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に医療保健業の用に供されている全身用MRIを廃止することなく、新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合又は全身用MRIを医療保健業の用に供していない場合であって新たに全身用MRIを発注若しくは購入する場合 <p>③ ①及び②に掲げる条件に該当しない場合は、地域医療構想調整会議において協議を行い、当該構想区域等における医療提供体制の確保に必要なものとして買い換えること又は新規購入することが適当と認められること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第4 施行期日について 第1から第3までの特別償却制度は、<u>本年</u>4月1日から施行する。</p>